

昭和47年1月10日

学生諸君へ

明治大学

46年12月23日の連合教授会妨害行為 について

去る12月23日、評議員銓衡委員を選出する連合教授会が、本学91番教室で午後1時から開かれました。

その予備投票が終ろうとする時、黒ヘルメットを着用した数10名の学生が突如として会場に乱入、「大衆団交」を要求して議長席を占拠するという行動にでました。そのため連合教授会は続行不可能になりました。

ことわるまでもなく、連合教授会は大学自治の重要な機関の一つであり、その議事を一部学生の自治活動のルールを無視した行動によって妨害したことは、二重の意味で学園の自治を破壊する行為といわざるを得ません。大学としては、学長告示にあきらかにしているように、このような行為を絶対に認めていません。

大学の自治を内部から大きく破壊するきわめて悪質な行為であります。

さらにこの事件の経過のなかで一部学生によって談合を強要させられた学生部長が、「確約書」に署名捺印しました。大学は学生部長より「確約書」の実現方について要請されました。しかし大学はこのことについて次のような見解を表明します。

この場合の「団交」は、正規の手続によらず連合教授会の議事妨害事件の延長として強要されたものであります。したがって、大学としては、この「確約書」なるものを適法有効なものとは認めることができません。しばしば明らかにしてきたように、大学は正規の手続によらない一方的な強要による「団交」は認めていません。

全学の教職員および学生諸君に12月23日の事件の経過を伝え、大学としての基本的態度をあらためて明らかにした次第であります。

もとより大学に対して学生諸君の関心ある問題については、正規のルールと手続をへれば、何時でも説明し話し合う用意があることを念のためつけ加えておきます。

以上